5　申立国は、4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。被申立国は、当該通報が受領された日から二十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。紛争当事国は、他の紛争当事国に対してパネルの構成員の任命について通報する。

6　全紛争当事国は、5の規定に基づくパネルの構成員の任命の後、パネルの議長を務める第三のパネルの構成員の任命に合意する。各紛争当事国は、その合意の達成に資するためにパネルの議長の候補者（三人を超えないものとする。）の名簿を他の紛争当事国に提供することができる。

7　いずれかのパネルの構成員が4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から三十五日以内に任命されなかった場合には、いずれの紛争当事国も、その後の二十五日の期間内にＷＴＯ事務局長に対し、その要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命するよう要請することができる。6の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、ＷＴＯ事務局長にも提供されるものとし、必要な任命を行うに当たって用いられることができる。

8　ＷＴＯ事務局長が、残りのパネルの構成員を任命することができない旨を全紛争当事国に通報する場合又は7の規定に基づいて行われた要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命しない場合には、いずれの紛争当事国も、常設仲裁裁判所事務総長に対し、残りのパネルの構成員を速やかに任命するよう要請することができる。6の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、常設仲裁裁判所事務総長にも提供されるものとし、12の規定に従って必要な任命を行うに当たって用いられることができる。（注）

注　国際連合国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）の仲裁規則は、この8の規定による残りのパネルの構成員の任命を行うためには、用いない。

9　パネルの設置の日は、最後のパネルの構成員が任命された日とする。

10　各パネルの構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。

(c)　いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

(d)　いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。

(e)　自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を全紛争当事国に開示すること。

(f)　手続規則に附属する行動規範を遵守すること。

11　7又は8の規定によって任命される各パネルの構成員は、10に規定する要件のほか、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　国際法等の法律、国際貿易及び国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識を有すること。

(b)　十分な適格性を有する個人（公務員であるか否かを問わない。）（例えば、ＷＴＯの小委員会若しくは上級委員会の委員を務め、又はＷＴＯ事務局において勤務したことがある個人、国際貿易に関する法律又は政策について教授し、又は著作を発表したことがある個人、ＷＴＯの加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある個人）であること。

(c)　パネルの議長については、可能な限り、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。

(i)　ＷＴＯの小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。

(ii)　紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。

12　全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、8の規定によって、かつ、10及び11に規定する要件に従ってパネルの構成員を任命するに当たっては、次の手続を用いる。

(a)　常設仲裁裁判所事務総長は、全紛争当事国に対し、少なくとも三人のパネルの構成員の候補者を記載した同一の名簿を通報する。

(b)　各紛争当事国は、(a)に規定する名簿を受領した日から十五日以内に、自国が反対する候補者を削除し、及び自国の優先順位によって名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所事務総長に返送することができる。

(c)　常設仲裁裁判所事務総長は、(b)に定める期間の満了の後、返送された名簿の残りの候補者から、かつ、全紛争当事国が記載した優先順位に基づいて、残りのパネルの構成員を任命する。

(d)　何らかの理由によりこの12に定める手続によって残りのパネルの構成員を任命することができない場合には、常設仲裁裁判所事務総長は、この章の規定に従って残りのパネルの構成員を自己の裁量によって任命することができる。

13　全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長は、いずれの紛争当事国又は第三国の国民であってもならず、また、いずれの紛争当事国にも日常の住居を有してはならない。

14　各パネルの構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。締約国は、パネルに付託された事案につき、パネルの構成員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するパネルの構成員に影響を与えようとしてはならない。

15　この条の規定により任命されたパネルの構成員が辞任する場合又は職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。パネルの検討は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。この場合において、パネルの手続に関連する期間は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。

16　パネルが第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集される場合において、実行可能なときは、当該パネルは、当初のパネルと同じ構成員によって構成する。これが実行可能でない場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。

第十九・十二条　パネルの任務

1　パネルは、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

(a)　問題の事実関係

(b)　全紛争当事国が引用するこの協定の規定の適用可能性

(c)　次のいずれかの事項

(i)　問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii)　被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

2　パネルは、全紛争当事国が当該パネルの設置の日から二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「この協定の関連規定に照らし、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請において付託された事案を検討し、この協定に定めるところにより認定及び決定を行う。」

3　パネルは、報告書において次の事項を記載する。

(a)　全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分

(b)　問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c)　次のいずれかの事項に関する自己の決定

(i)　問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii)　被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

(d)　(b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

4　3の規定を適用するほか、パネルは、紛争に関するその他の認定及び決定であって、全紛争当事国が共同で要請するもの及び自己の付託事項に定めるものを報告書に含める。パネルは、被申立国がその認定及び決定を実施し得る方法を提案することができる。

5　パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の関連規定、全紛争当事国の意見及び主張並びに次条（パネルの手続）12及び13の規定に従って受領した情報又は技術上の助言に基づいて報告書を作成する。